

再開発担当

六本木三丁目東地区市街地再開発組合の解散について

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の解散認可……………一
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）……………二

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………三

○東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………五

公告

○開発行為に関する「工事完了」……………五
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………五

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………五

○令和二年五月二十日付東京都公告……………五

告示

●東京都告示第八百二十二号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき六本木三丁目東地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。
令和二年六月九日
東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第八百二十三号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和二年六月九日
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区芝浦一丁目地内）
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

1 計画地の位置・地区の概況

六本木三丁目東地区は、放射一号線と六本木通りに面し、東京メトロ六本木一丁目駅に隣接した約2.7haの区域です。

隣接する六本木一丁目駅の東側は、赤坂・六本木地区（アークヒルズ）、六本木一丁目西地区（泉ガーデン）といった開発による市街地整備が行われており、虎ノ門・六本木地区などさらに市街地整備が進んでいく傾向がみられました。

一方で、六本木一丁目駅の西側は、良好な立地条件にもかかわらず、高低差の著しい立地特性に加え、大規模業務ビル、非耐火建築物の住宅や六本木通り沿いに立地している小規模ビル等が混在した土地利用がなされている中、建築物の老朽化が進行していました。また、駅の西口改札がなく、駅西側市街地からの利便性が低い状況でした。

そのため、六本木一丁目駅の駅前拠点として、街区再編による小規模敷地の集約化や道路等の基盤施設の整備・拡充、西口改札の新設と接続通路の整備により、市街地の整備水準と駅西側の利便性を高め、駅を中心としたバランスのとれた市街地形成を図るとともに、積極的な緑化や防災性の高い街づくりを進め、業務・商業・居住等の機能が融合した魅力ある複合市街地が形成されました。

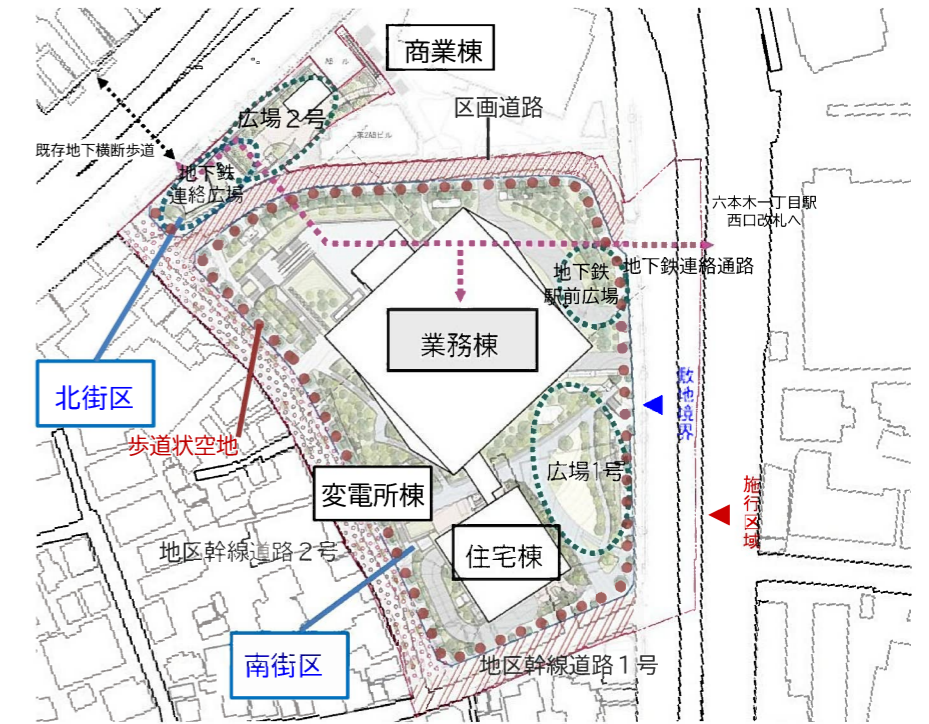


位置図

※出典：国土地理院ホームページ (https://www.gsi.go.jp/) 「地理院地図」を加工して作成



施設建築物



配置計画

※出典：国土地理院ホームページ (https://www.gsi.go.jp/) 「地理院地図」を加工して作成



広場1号

2 これまでの主な経緯

平成20年3月	六本木三丁目東地区再開発協議会設立
平成21年1月	六本木三丁目東地区市街地再開発準備組合設立
平成23年9月	都市計画決定
平成24年3月	六本木三丁目東地区市街地再開発組合設立
平成25年6月	本体工事着工
平成28年4月	住宅棟・商業棟・変電所棟竣工
平成28年10月	業務棟竣工
令和 2年6月	組合解散認可



地下鉄駅前広場

3 主要な公共施設等

主要な公共施設の配置及び規模	種類	名称	幅員, 延長, 面積	備考	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員, 延長, 面積	備考
	道路	地区幹線道路1号	12m, 約80m	拡幅		地区施設の配置及び規模	道路	区画道路	7m, 約170m
その他の公共空地	地下鉄駅前広場	約750㎡	新設	その他の公共空地	広場1号		約1,400㎡	新設	
	地下鉄連絡広場	約530㎡	新設(地上及び地下)		広場2号		約1,000㎡	新設	
	地下鉄連絡通路	5~10m, 約170m	新設		歩道状空地	4m, 約250m	新設		

4 施設建築物の概要

施行区域面積	約2.7ha			
地区区分	北街区	南街区	合計	
主要用途	店舗、駐車場	事務所、住宅、店舗、スタジオ、駐車場	-	
敷地面積	約1,840㎡	約17,380㎡	約19,220㎡	
建築面積	約1,210㎡	約9,940㎡	約11,150㎡	
延べ面積	約2,750㎡	約207,740㎡	約210,490㎡	
建築物の高さ・階数	商業棟： 約20m 地上3階/地下1階	業務棟： 約250m 地上40階/地下5階	住宅棟： 約109m 地上27階/地下2階 (住戸数:約226戸)	変電所棟： 約9m 地上1階/地下2階